

現況幅員 4 m未満の建築基準法第 4 2 条第 1 項第 1 号道路の取扱い

法第 4 2 条第 1 項第 1 号

【 内 容 】

藤沢市所有の道路法による道路で、その幅員が 4 m 未満の建築基準法第 4 2 条第 1 項第 1 号道路については、「復元が必要な 1 項 1 号道路」とする。その境界線は、その中心線から水平距離 2 m の位置とする。ただし、その幅員が 4 m 未満となっている理由が、片側の道路境界線に起因するものであるときは、当該境界線の反対側の境界線及びその境界から 4 m の線をその道路の境界線として取り扱う。

【 解 説 】

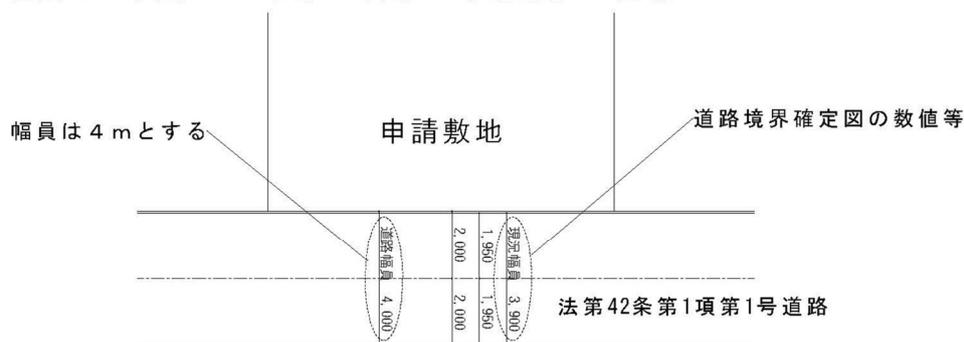
上記は、幅員 4 m 未満の 1 項 1 号道路の取扱い及び建築確認申請書の第三面及び配置図への記載方法について定めている。

復元が必要な 1 項 1 号道路の道路境界線については、当初の境界確定図を元に中心線を求め、再度境界確認が行われ確定図が更新された場合も中心線的位置は変わらないものとして取り扱う。

< 配置図への道路種別及び幅員の記載方法 >

下図に例を示します。

- ① 現況の幅員を記載（道路境界確定図の数値等）
- ② 中心線から現況幅員までの距離を記載
- ③ 中心線から 2 m 後退した線及び距離を記載
- ④ 道路幅員 4 m を記載
- ⑤ 道路種別は「法第 4 2 条第 1 項第 1 号道路」と記載



< 概要書配置図への道路幅員の記載方法（例） >

【 参 考 】

- ・ 現況幅員 4 m 未満の建築基準法第 4 2 条第 1 項第 1 号道路の取り扱いについて（平成 2 8 年 7 月 2 0 日藤沢市計画建築部建築指導課）

【 取 扱 い 開 始 時 期 】

平成 2 8 年 8 月 1 日